

# 新型コロナウイルス感染症に関する情報



## 新型コロナワクチン小児接種(5~11歳)の予約開始について

本市では、熊本市医師会・鹿本医師会と連携し、小児接種に取り組みます。接種体制についてもアドバイスをいただいています。

### 熊本市医師会・鹿本医師会からのコメント

小児への新型コロナワクチン接種は、重症化リスクを軽減するなど12歳以上の健康な子どもへの接種と同様に意義があると考えています。一方で接種後の副反応についても考慮し、メリット、デメリットを本人と保護者等が十分話し合い、ご理解していただいたうえで、接種をご判断ください。心配な時は、かかりつけの医師や接種を行う医療機関にご相談ください。

### ワクチン接種は任意です

新型コロナワクチンの接種は強制ではありません。予防接種の効果と副反応のリスクの双方についてしっかり情報提供が行われた上で、接種を受ける方の同意がある場合に限り、自らの意思で接種を受けていただいています。なお、15歳以下の方の場合は、原則、保護者(親権者または後見人)の同伴と予診票への保護者の署名が必要となり、保護者の同意なく接種が行われることはありません。幼稚園・学校の周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いします。

### ■ワクチンの効果と副反応

#### 発症予防効果

90.7%

※オミクロン株の出現以前の知見であり、オミクロン株のワクチンへの影響については、引き続き情報収集を行うこととされています。

#### 主な副反応

発現割合	症状(ファイザー社ワクチン)
50%以上	注射部位疼痛(84.3%)、疲労(51.7%)
10~50%	頭痛(38.2%)、発赤(26.4%)、腫脹(20.4%)、筋肉痛(17.5%)、悪寒(12.4%)
1~10%	下痢(9.6%)、発熱:38.0℃以上(8.3%)、関節痛(7.6%)、嘔吐(4.0%)

このほか、まれに起こる重大な副反応として、ショック、アナフィラキシー、心筋炎等があります。

特に、慢性呼吸器疾患、先天性心疾患など、重症化リスクの高い基礎疾患を有するお子さまには接種をお勧めしています。接種にあたっては、あらかじめかかりつけ医とよく相談してください。

ワクチンの安全性や副反応について厚生労働省ホームページに掲載されています。



接種会場やインターネット予約方法の詳細等について市ホームページに掲載しています。



### ■予約受付スケジュール

3月10日に、5~11歳の方へ接種券を発送しました。接種を希望の方は、予約をお願いします(事前の予約が必要です)。

	予約受付日	接種日
小児第1期	令和4年3月19日(土)	[1回目接種] 令和4年3月28日(月)~4月17日(日) [2回目接種] 令和4年4月18日(月)~5月8日(日)

※第2期は4月30日(土)から予約開始予定です。接種期間は1回目が5月9日~29日まで、2回目が5月30日~6月19日までです。

※ワクチンの種類は、小児(5~11歳用)ファイザー社ワクチンです。3週間の間隔をあけて、2回接種します。ワクチンの接種量は0.2mlで、12歳以上用と比べ、有効成分は1/3です。

### ■予約方法

インターネット予約がおすすめ!

熊本市 ワクチン予約システム

検索



予約専用フリーダイヤル ☎0120-096-885

受付時間/午前8時半~午後7時(土日祝日も開設)

### ■接種会場

約100か所の個別医療機関と集団接種会場で接種できます。詳しくは、市ホームページへ。

## 臨時特別給付金

問い合わせ

熊本市臨時特別給付金コールセンター

☎096-355-8866

午前9時~午後5時  
(土日祝除く)

市ホームページ  
はこちら→



### 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

#### ■支給対象世帯

- ① 基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度の市町村住民税均等割が非課税である世帯(住民税非課税世帯)
- ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

※①および②のいずれも、市町村民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

■支給額 1世帯あたり10万円

#### ■申請方法等

【住民税非課税世帯】申請書等が届いた世帯は早めの手続きをお願いします。該当と思われる方で申請書等が届いていない方は、コールセンターへ。

【家計急変世帯】区役所「臨時給付金相談窓口」(平日のみ)へ

※申請書はホームページまたは区役所「臨時特別給付金相談窓口」で配布しています。

### 子育て世帯臨時特別給付金

申請期限 4月28日(木)

当日消印有効

#### ■支給対象者

- ① 令和3年10月以降に新生児の出生に伴い児童手当(本則給付)の対象となった方
- ② 基準日には児童を養育していなかったが、その後の離婚等(DV避難者・施設入所、養子縁組や海外からの帰国者等を含む)で、2月末までに新たに養育者となった方のうち、前養育者から給付相当額を受け取っていない方や、前養育者が対象児童のために給付相当額を使っていない方

※児童の範囲:平成15年4月2日~令和4年3月31日に生まれた児童

※①、②以外の受け付けは令和4年3月15日で終了しました。

■支給額 対象児童1人あたり10万円

#### ■申請について

- 申請書は、市ホームページからダウンロード可能です。  
※①、②では申請書が異なるためご注意ください。
- ①の新生児については、速やかに出生の届け出および児童手当の手続きを行ってください。本市で児童手当受給の方(公務員以外)は、この給付金の申請は不要です。

## 時短等要請に協力した店舗の家賃を助成します

県による営業時間短縮等要請(令和4年1月21日~2月13日)を受け、時短営業をした飲食店等の店舗に対し、家賃の助成を行います。

### 対象者

- (1) 熊本県時短等要請協力金(第7回)の交付を受けている
- (2) (1)の交付を受けた店舗を、市内において賃借し営業している中小企業・小規模事業者であること

※2月14日以降の時短等要請の取り扱いについては、改めてホームページ等でお知らせします。

助成金額 1か月分の家賃の50%(支援金額の上限:17.5万円)

申請受付時期 6月7日(火)まで

※期限を過ぎていても、熊本県時短等要請協力金の交付決定から15日以内の申請であれば有効です。



申し込み方法など詳しくは、市ホームページへ。

(熊本県家賃支援金コールセンター ☎0570-096-400)